

特 記 仕 様 書

工 事 名 御庄加圧所 給水ポンプユニット更新工事
路 線 名
工 事 場 所 南房総市御庄 268 番地 1
事 業 年 度 令和 8 年度

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、水道工事標準仕様書 2010 年版（発行：日本水道協会）（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般事項は、標準仕様書及び千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第 2 条 工事用地等の使用

本工事箇所の作業ヤード等の借地は受注者で交渉及び契約をすること。

第 3 条 公共事業労務費調査に対する協力について

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を明確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後の訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合は、受注者は、その実施に協力しなければならない。
3. 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
4. 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、受注者（元請人）は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 4 条 CORINS への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第5条 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

工事を実施するにあたっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書に含め、提出するものとする。また、計画書の実施状況については、工事完成後すみやかに発注者まで提出するものとする。なお、この場合「再生資源の利用の促進に関する法律」第10条関係省令第8条第1項及び同法第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合のみとする。

なお、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の様式については、監督職員の指示によるものとする。

第6条 段階確認

受注者は、土研式貫入試験、水圧試験実施時、路盤完成時及びその他監督職員の指示した箇所においては、監督職員の確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

第7条 施工管理

本工事の施工管理は、本特記仕様書及び千葉県土木工事施工管理基準（最新版）によるものとする。

第8条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事期間中に配置する交通整理員は下記のとおりとする。但し、交差点部付近等増員が必要と判断される場合は、現場状況に応じ配置すること。

施工箇所	昼間作業	夜間作業	昼夜間作業
全区間	—	—	—

3. 工事の施工に際し、地下埋設物件検討が予想される場合は、その管理者と現地立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
5. 埋設物等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

第9条 公害対策

1. 工事に使用する道路は、常に路面状態を監視し、工事用車両の通行により道路が損傷するか、又は、そのおそれのあるときは、直ちに補修を行い地域住民に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。
2. 工事中は、人畜、構造物、田畑、作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。

3. 作業に伴う濁水、作業基地内の排水は、すべて基地内に収め、環境基準に即して処理し、排水すること。

第10条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし杵装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし杵装着車、不表示車等からの土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又は、さし杵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したダンプトラックカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
6. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
7. 以上のことつき、下請業者にも十分指導すること。

第11条 建設機械の使用

本工事の施工にあたり下記機種 of 建設機械を使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8付け建設省経機発第248号 最終改正平成8年3月22日付け経機発第35号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。ただし、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。

機 種	備 考
バックホウ（油圧ショベル）	
移動式クレーン （平成6年10月1日以降に製造されたもの）	クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン
ブルドーザ （平成7年4月1日以降に製造されたもの）	

本工事の施工にあたり、下記機種 of 建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号 最終改正平成8年3月22日）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル車輪型 ・ブルドーザ	ディーゼルエンジン（出力7.5kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

第12条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着工後原則として作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し

安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第13条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第14条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況（写真等）を報告するものとする。

第15条 環境対策

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたって低騒音型バックホウを使用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第16条 工期

工期は雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和9年3月12日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休他、作業期間内のすべての土曜日を含んでいる。

第17条 施工時間の変更

本工事の施工時間は、8時30分から17時00分（準備、後片付けを含む）までとし、作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	全区間
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第18条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置を講ずるものとする。

第19条 監理技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着工するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着工する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
2. 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した日とする。

第 20 条 建設副産物対策

「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」により作成し、施工計画書に含め各 1 部を提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5 年間保存しておくこと。

○作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず、作成すること。

第 21 条 建設副産物処理

アスファルト塊、コンクリート塊、建設汚泥の搬出については下記のとおりとする。

1. 産業廃棄物処分業許可業者に運搬し処理するものとする。なお、運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督職員に報告しなければならない。
2. 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。
3. 建設廃棄物の処理にあたって、搬出事業者（元請業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。
4. 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に 1 部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し、確認を受けること。
5. 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として D 票及び E 票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該マニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票）を提示すること。

6. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 22 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）以下「建設リサイクル法」という。」第 9 条 1 項に定める「対象建設工事」を請負った場合は、事前説明（法第 12 条）、請負契約書への記載（法第 13 条）、分別解体等及び再資源化等の実施（法第 9 条及び 16 条）、完了報告（法第 18 条）等により、分別解体等及び再資源化等を実施しなければならない。

なお、工事請負契約書へ記載する「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項である。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 「建設リサイクル法」に基づく対象建設工事受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

(1)再資源化等が完了した年月日

(2)再資源化等した施設の名称及び所在地

(3)再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

第 23 条 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

1. 建設リサイクル法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。
2. 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
3. 書面は施工計画書に添付するものとする。

第 24 条 履行報告

受注者は、工事進捗状況を記録した工事月報を提出しなければならない。

第 25 条 契約不適合責任期間

工事目的物にかしがあるときは、受注者は引き渡しの日から 2 年間（電気・機械器具設備は 1 年間）そのかしを補修し、またそのかしによって生じた滅失若しくは、き損に対し、損害を賠償しなければならない。ただし、管工事については、上記期間の経過後といえども通水開始後 1 年間は、同様のかし担保責任を負うものとする。

第2章 材 料

第1節 一般事項

第26条 適用

材料についての一般事項は、標準仕様書及び共通仕様書によるものとする。

第27条 材料の規格

本工事に使用する材料は、設計図書に明記されたものを除き、日本水道協会規格（以下JWWAとする）及び日本産業規格（以下JISとする）に適合したものでなければならない。

第2節 材料の品質及び検査等

第28条 材料の確認

使用する材料は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に提出し、監督職員の検査（確認を含む）を受けなければならない。但し、監督職員の認める規格証明、製品証明、試験証明等の書類を有するものは、検査（確認を含む）を省略することができる。

第3節 その他

第29条 使用材料

1. 本工事で使用する建設資材については、設計図書に記載されているものとするが、設計図書に記載されていないものについては、監督職員の指示によるものとする。
2. 本工事の施工にあたり、設計図書に記載した建設資材で不適と思われた場合は監督職員と協議し、建設資材を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第3章 工事施工

第1節 施工一般

第30条 適用

本工事についての施工一般事項は、標準仕様書及び共通仕様書によるものとする。

第31条 測量

1. 受注者は工事施工着手前に必要な測量を実施しなければならない。その結果設計図書と現地に差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 基準点は、監督職員の指示するものを用い、基準点に変動を与えてはならない。移動の必要が生じた場合は、監督職員の承認を受けてその立会いのもとに行い、成果表を提出するものとする。

第32条 機器製作及び現場工事の諸事項

1. 受注者は、制作、施工にあたって軽微なる変更は、異議無く行うものとし、大幅な変更については、協議により実施すること。
2. 受注者は、制作、施工にあたって本設備完成上当然必要と思われるものについては、設

計図書に記載がなくても異議なく実施すること。

3. 受注者は、機器の製作、現場工事は監督員の承諾を得た後に着手すること。
4. 受注者は、機器製作中または製作後に監督員の検査を受けることとし、検査場所は製作工場または現場とする。現場工事に際しては、完了後外部から検査できない箇所については、監督員の立会いを要し写真撮影を行うこと。これに要する費用は、監督員派遣費用のほかは一切受注者の負担とする。
5. 工場、現場検査の細部については、別途協議の上決定する。
6. 試験及び検査時に必要な試験器具は、受注者側で一切これを用意すること。但し、次のものは別途とする。
 - 1) 受電時の電力引込負担金
 - 2) 受電後の電力料金
 - 3) 試験、検査用の用水等
 - 4) N T T 設備料及び工事費

第4章 その他

第1節 その他

第33条 受注者の義務

受注者は、千葉県建設工事適正化指導要綱第7条を遵守すること。また、受注者は社内検査を実施し、工期までに書面により報告しなければならない。

第34条 提出書類

工事上必要な各種試験、製作承認図面、検査要領書及び計算書を提出すること。

また、下記の関係図書を1部提出すること。

取り扱い説明書
保守点検検査要領書
工事竣工図
工事記録写真一式
工事報告書等
その他の資料

本特記仕様書に定められた事項及び監督職員の指示する書類も同様とする。

出来形管理基準

工事	工 種	工種細目	測定項目	規格値	測定基準	適 用
管 路 工 事	土工	掘削工	幅 b 深さ d	-0 mm +100 mm -0 mm	○延長 40m毎（標準的な位置）に測定する。 ○布設延長 40m未満の路線にあっては、路線毎に1箇所測定する。 ○給水管切替工事及び鉛給水管更新工事の開削工法の土工は10箇所1箇所、配管状況は、全箇所測定する。また、引抜き工法は、土工、配管工とも全箇所測定する。	土被りの変化点、占用位置の変化点においても測定する。
		埋戻工	基準高 ∇ 厚さ t	±50 mm -50 mm		
	配管工	配管工	延長 L	-0 mm		
			土被り D	+100 mm -0 mm		
			占用位置 H	±50 mm		
	仕切弁設置工	砕石基礎工	径 B 厚さ t	-50 mm -30 mm	○設置箇所毎に測定する。 ○スピンドルが中心になるよう据付けられていること。 ○鉄蓋と路面の段差がないこと（路面とのすり付け勾配3%以内）	
		仕切弁筐設置	据付位置 鉄蓋据付	中心 ±0 mm		
	消火栓・排水栓・空気弁設置工	砕石基礎工	径 B 厚さ t	-50 mm -30 mm	○設置箇所毎に測定する。 ○鉄蓋と路面との段差がないこと。 ○路面とのすり付け勾配。	
		鉄蓋設置工	鉄蓋と路面との段差 すり付け勾配	±0 mm 概ね3%以下		
	管防護工	基礎工	幅 b 厚さ t	-50 mm -30 mm	○設置箇所毎に測定する。	
		コンクリート工	長さ・幅・厚さ	断面 +30 mm -0 mm 延長 -30 mm -0 mm		

※その他の工種については千葉県土木工事施工管理基準による

品質管理基準

工事	工 種	工種細目	試験項目	規格値	試験基準	適 用	試験成績表等確認
管 路 工 事	土工	埋戻工	簡易貫入試験	12 回以上/10 cm	40mにつき一箇所		記録写真
	水圧試験	管路水圧試験	管内に充水し所定の水圧を負荷し、一定時間保持してこの間の圧力変化を測定	管路に漏水異常がなく、急激な圧力降下が生じないこと。	管路工事完了時	原則として監督職員の立会い	記録写真
	管接合工 (T 形、K 形)	直管曲げ配管 継手接合部	曲げ角度と変異 継手の伸び 受口面～ゴム輪間隔 受口面～白線間隔他	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。 継手チェックシートによる	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。		チェックシート提出 記録写真
	管接合工 (N S 形)	直管曲げ配管 ライナ使用部 継手接合部	曲げ角度と変異 継手の伸び 受口面～ゴム輪間隔 受口面～白線間隔他	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。 継手チェックシートによる	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。		チェックシート提出 記録写真
	管接合工 (G X 形)	直管曲げ配管 ライナ使用部 継手接合部	曲げ角度と変異 継手の伸び 受口面～ゴム輪間隔 受口面～白線間隔他	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。 継手チェックシートによる	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。		チェックシート提出 記録写真
	管接合工 (S II 形)	直管曲げ配管 ライナ使用部 継手接合部	曲げ角度と変異 継手の伸び ロッキングの間の 押輪～受口間隔 ゴム輪の出入状態他	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。 継手チェックシートによる	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。		チェックシート提出 記録写真
	管接合工 (S 形)	直管曲げ配管 継手接合部	曲げ角度 ピースⅢ間隔 ロッキングと挿し口外面の隙間 押輪～受口間隔 ゴム輪の出入状態他	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。 継手チェックシートによる	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。		チェックシート提出 記録写真

	その他の管接合工	直管曲げ配管 継手接合部		ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。	ダクタイル接合要領書（日本ダクタイル 鋳鉄管協会）による。	

工事	工 種	工 種 細 目	試験項目	規格値	試験基準	適 用	試験成績表等確認
管 路 工 事	管の溶接	放射線透過試験	JIS Z 3104 JIS Z 3050 JIS Z 3106	・きずの分類において3類以上 ・内面へこみは、その部分の透過写真真濃度がこれに接する母材部分の透過写真濃度を超えないこと ・溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又はは管の肉厚のいずれか小さい方を超えず、試験部の有効長さ当たり最大寸法の合計長さ12mm以下とする	検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき900mm以下は1箇所、1000mm以上は2箇所		記録写真

※その他の工種については千葉県土木工事施工管理基準による

写真管理基準

撮影箇所一覧表

区 分	工 種	写真管理項目		適 用
		撮影項目	撮影頻度（時期）	
着手前・完成	工事着手前	全景又は代表部分写真	着手前 1 回 [着手前]	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 1 回 [完成後]	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の 工事進捗状況	月 1 回または 撮影予定の測点 [月末]	
		施工中の写真	工種、種別毎に標準仕様書 及び諸基準に従い施工して いることが確認できるように 適宜撮影 [施工中]	
			高度技術・創意工夫・社会 性等に関する実施状況が確 認できるように適宜撮影 [施工中]	高度技術・創意工 夫・社会性等に関 する実施状況の 提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形 状寸法	1 施工箇所毎に 1 回 [施工前後]	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の 写真	必要に応じて [発生時]	工事打合簿に添 付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置後]	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に 1 回 [設置後]	
		監視員交通整理状況	各 1 回 [作業中]	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に 1 回 [実施中]	実施状況資料に 添付する
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に 1 回 [使用前]	品質証明に添付 する
		検査実施状況	各品目毎に 1 回 [検査時]	
品質管理写真	品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
出来形管理写真	出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
災害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	被災前は付近の 写真でも可
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	発生前は付近の 写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	発生前は付近の 写真でも可
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎 1 回 [設置後]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

区 分	工 種	写真管理項目		適 用
		撮影項目	撮影頻度（時期）	
管路工事	土工	簡易貫入試験	品質管理基準による 試験実施箇所毎	
	水圧試験	管路水圧試験	品質管理基準による 試験実施箇所毎	
	耐震継手管 G X 形 N S 形 S II 形 S 形	管種毎の接合要領による 配管状況	接合 10 箇所につき 1 箇所	
		管切断加工状況	実施箇所毎	
	管の溶接	放射線透過試験	品質管理基準による 試験実施箇所毎	
	管撤去工	撤去材	実施箇所毎	掘上管延長 検尺
	水道用材料	材料確認		

※その他の工種については千葉県土木工事写真管理基準による

出来形管理写真撮影箇所一覧表

工 種	工種細目	写真管理項目		適 用
		撮影項目	撮影頻度（時期）	
土工	掘削工	幅、深さ	40mにつき 1 箇所	
	埋戻工	基準高、厚さ	延長 40m未満の場合は、 路線毎に 1 箇所	複数埋戻材のとき各 層毎に撮影
配管工	配管工	土被り、占用位置		
仕切弁設置 工	砕石基礎工	幅、厚さ	設置箇所毎	
	仕切弁筐設置	基準高、すりつけ状況		
消火栓・排水 栓・空気弁 設置工	砕石基礎工	幅、厚さ	設置箇所毎	
	鉄蓋設置工	基準高、すりつけ状況		
管防護工	基礎工	幅、厚さ	設置箇所毎	
	コンクリート工	幅、厚さ、長さ		

※その他の工種については千葉県土木工事写真管理基準による

施工条件の明示

安房郡市広域市町村圏事務組合

工 事 名 御庄加圧所 給水ポンプユニット更新工事

工事場所 南房総市御庄 268 番地 1

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 施工については、関係機関等と十分なる協議を行い、施工計画を立案し工程管理に留意すること。 2. 当初工程表について変更が生じた場合、随時監督職員と協議し変更工程表を作成すること。 3. 現場竣工期限は令和 9 年 2 月 26 日とする。
用 地 関 係	なし
公害対策関係	特記仕様書による。
安全対策関係	1. 人の飲用に資する施設であることを十分に理解し、工事施工すること。 2. 施設を完全に停止できないため、通電状態の機器が隣接する工事となることから、感電等の事故には十分注意すること。
工事用道路関係	なし
仮 設 備 関 係	資材置場を借地する場合は、受注者の責任において借地すること。また、保安対策に十分留意すること。
建設副産物関係	特記仕様書による。
工事支障物件等	なし
排水工（濁水処理を含む）関係	なし
薬液注入関係	なし
そ の 他	なし